

意見募集要領

『（仮称）東大和市DXプラン（案）』に対する パブリックコメントを実施します。

市では、「（仮称）東大和市DXプラン」の策定に向けて準備を進めています。今般、このDXプランの案を作成しましたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

1 DXプラン策定のコンセプト

- (1) このDXプランは、紙ではなくデジタル機器（画面）で見いただくことを前提にしているため、従来型の計画書のスタイルは採用せず、パワーポイントで作成しています。
- (2) 市民・職員が見やすく、わかりやすい計画とするため、要点を絞り、文字数を減らして、視覚的に理解しやすいように工夫しています。

2 DXプラン策定の背景

市ではこれまで、令和4年に策定した「第五次東大和市情報化推進計画」に基づき、情報化施策を推進してきましたが、大きく変化する社会情勢に対応するため、より「変革」に重点を置いた取組の強化が求められています。

そこで、情報化推進計画に加えて、このDXプランを新たに策定することにより、2つの計画・プランを車の両輪として、東大和市におけるDXを強力に進めていきます。

3 基本的事項

(1) DXプランの目的等

情報化推進計画では、計画期間中に取り組む施策として26の個別計画を掲げていますが、ほとんどが庁内（職員）業務の効率化を目的とした内容となっています。

新たに策定するDXプランでは、「デジタル技術の活用により市民の利便性の向上を図ることを目的」として策定するものとし、情報化推進計画を補完する計画として位置付けます。あわせて、情報化推進計画には記載されていない、DX推進のための職員の心構え等についても整理しています。

(2) DXプランの目標

このDXプランでは、以下の「3つの市役所」を目指します。そして、市民意識調査における「デジタル手続の市民の満足度」を1.5倍にすることをKPIとします。

①行かない市役所

市役所に行かなくても手続きができる市役所を目指します。

②書かない市役所

市役所に来た市民が書かないで手続きができる市役所を目指します。

③デジタル市役所

デジタル技術の活用で市民が喜ぶ市役所を目指します。

(3) 計画期間

情報化推進計画との整合性を図るため、DXプランの計画期間は、策定後から令和8年度までとします。

(4) 具体的な取組内容

このDXプランでは、「3つの市役所」の実現に向けて、全庁的・組織横断的に推進していく取組を「リーディングプロジェクト」として位置付けます。

このリーディングプロジェクトに取り組むことにより、自治体DXの流れを全庁に波及させ、市全体で市民の利便性の向上を図っていきます。

4 (仮称) 東大和市DXプラン

第1章 DXプラン策定の背景

第2章 基本的事項

第3章 リーディングプロジェクト

第4章 デジタルデバイド対策

第5章 職員の心構え

第6章 職員の行動

第7章 推進体制

※第5章及び第6章については、東大和市パブリックコメント実施要綱第3条の規定により、パブリックコメントの対象外とします。

【参考】東大和市パブリックコメント実施要綱

第3条 実施機関は、次に掲げるものについて、パブリックコメントを実施するものとする。

(1) 基本構想、基本計画及び個別行政分野における計画であって市民等に影響を与えるものの策定又は変更

(以下略)

5 ご意見を提出できる方

(1) 市内在住の個人

(2) 市内に事業所等を有する個人

(3) 市内に事業所等を有する法人等

(4) 市内在勤の個人

(5) 市内在学の個人

(6) 当該施策に利害関係があると認められる個人

(7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

6 ご意見の提出期間

令和5年12月16日（土）～令和6年1月15日（月）

※期間終了後に提出されたご意見については、パブリックコメントへのご意見としてお受けできませんので予めご了承ください。

7 資料の閲覧方法

(1) 東大和市公式ホームページ

(2) 文書閲覧 総務部デジタル政策課（東大和市役所5階）

※デジタル政策課での文書の閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 ご意見の提出先、方法及び提出様式

(1) 提出先

総務部デジタル政策課（東大和市役所5階）

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）
- ・郵送 〒207-8585 東大和市中央3-930 東大和市 デジタル政策課宛て
- ・FAX 042-563-5931
- ・電子メール johokanri@city.higashiyamato.lg.jp
- ・オンライン申請フォーム（以下の二次元コードをスマートフォン等で読み取るか、記載のアドレスからアクセスしてください）。



<https://logoform.jp/form/VfYv/439980>

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しております。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人 住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 当該施策に利害関係があると認められる個人 利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等 利害関係を有すること

が明らかにできる事項、事業所等の名称、所在地及び代表者氏名

9 提出されたご意見等を公表する時期

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方等は、令和6年2月までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表に当たっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

10 注意事項

電話及び窓口での口頭によるご意見、上記7の(3)提出様式等に掲げる事項の明記がないご意見はお受けできません。また、ご意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。